

「清・日本・琉球冊封関係の形成をめぐって」

川勝, 守
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/25760>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 22, pp.73-89, 1994-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

「清・日本・琉球冊封関係の形成をめぐる」

川勝 守

はじめに

李自成の北京攻略、崇禎帝の自尽、明滅亡に始まり、清朝と呉三桂の交渉、清の入関、清軍の北京攻略、李自成の敗走、清の北京遷都を経て、清軍の南下、南京弘光帝攻撃、唐王魯王等南明との抗争へと推移した一六四四、五年（甲申・乙酉）の事態を「華夷変態」とよんだのは、同時代の日本、徳川幕府の教学担当林家の当主林鶯峰恕であった。幕府は甲申（明の崇禎一七年、清の順治元年、日本の正保元年）に始まる明清交替期の中国情勢の激変に関して、長崎に入港する中国商人から諸情報を鋭意努力して収集し（『唐船風説書』）、これを『華夷変態』と名付けて編集した。すなわち、延宝二年（清の康熙一三年、一六七四年）に林鶯峰の序に「崇禎天に登り、弘光虜に陥ち、唐（王）魯（王）纔に南隅を保ち、而して韃虜中原に横行す。是れ華の夷の態に変わるなり」という。延宝二年は清の入関、北京遷都より三十年目に当る。しかし、この時点でも日本の幕府は清との外交関係どころか通商関係さえも持っていない。長崎に入港した唐船は、唐王魯王等の南明、その後継の台湾鄭氏政權（鄭成功・鄭経）の船であった。しかも、延宝二年の前年、康熙一二年十一月には呉三桂らの三藩の乱が華南に起こり、翌康熙一三年延宝二年には三藩側に有利に展開していた。清朝側の唐船が長崎に来航する見込みは当面立たなかった。

いったい、近世の日中外交関係は、明による日本国王冊封関係としてあり、田中健夫氏のいう国王通交の時代であった。しかし、明の嘉靖二九年、日本の天文一九年（一五五〇）の遣明正使策彦周良の帰国をもって日明関係は断絶し、その後豊臣秀吉の対明戦争、朝鮮出兵があつて日中外交関係は再開の目途も立たなかった。秀吉の侵略戦争は朝鮮民衆の民族的抵抗

に遭つて頓挫し、秀吉の死により豊臣政権自体が瓦解、徳川政権の登場となった。明帝国にしても万曆三大征の随一であり、その軍費調達のための増税、附加税は人民の怨嗟的となり、明滅亡の遠因となった。ただし、当面は明の軍事力が後退して、それが中国東北遼東、満州への圧力低下となり、建州女直ヌルハチの自立化を促進した。ヌルハチは初め明に対してつとめて恭順の態度をとり、一五八九年に都督僉事、ついで龍虎將軍の官称を授与された。一五九三年にハダ、イエヘ、ウラ、ホイファ等の連合軍を渾河畔のグレ山下に迎えて大勝利を得た。これよりヌルハチの勢力はますます強大になり、一六〇一年にはハダ、〇七年にはホイファ、さらに一三年にはウラを滅ぼして女真族を統一、一六年（明万曆四四年、日本の元和二年）に汗の位についた（清太祖）。ヌルハチは父祖を明に殺された等七大恨を宣言し、一六一八年ただちに進撃して明の撫順を取り、さらに清河を落とした。翌年明が一〇万の大軍で来攻すると、サルフ山に迎撃殲滅した。さらに明の開原・鉄嶺を取り、イエヘを滅し、二一年には大挙して遼東平野に進出し、たちまち遼陽・瀋陽を陥落させ、瀋陽を都とした（清の奉天府）。ヌルハチはまもなく病没し、子のホンタイジが汗となった（一六一八年）。翌年朝鮮王仁祖を降伏させ、明と全面的対立のためにモンゴル諸部に出兵、アオハン、ナイマン、ハルハなどを招撫し、チンギス・ハンの嫡流であるチャハル部のリンダン・ハンを敗走させ、内蒙古を平定した（一六三五年）。この時「大元伝国」の玉璽を手に入れたので翌年三六年、国号を大清として皇帝に即位し（清の太宗）、年号を崇徳とした。この時点で大清皇帝は、モンゴル諸君主及び朝鮮王と君臣關係を結び、東アジアにおいて明と対等以上の地位を占めた。ところが、朝鮮王仁祖が明と結んで清に抗すると、ただちに第二次征朝鮮軍をおこし、親征して朝鮮漢城を陥した。モンゴルに対してはそのハン家出身を皇后に迎えるなど親密の度を示し、同盟を結んだ。清太宗は明の攻撃に長城に殺到したが、守りは堅く、四三年に宿願を果たせぬまま病没した。後継の世祖順治帝が第三代汗となり、翌年甲申は明清交替の激動の歳となった。

北京遷都を果たした順治帝の政治課題は、第一に清の統一であり、第二には東アジア各国の宗主国として各国と冊封關係を結ぶことであった。朝鮮・モンゴルとは完了していた。残るは日本・琉球である。³⁾

一、清・日本冊封關係の模索：鞆鞆漂流問題

奇しくも甲申の歳、一六四四年（日本の寛永二十一年）四月一日、越前国三國浦新保村の竹内藤左衛門、その子藤藏、国田

兵右衛門たちは蝦夷貿易のために三國浦から船出して東北へ向かい、その途中大風に遭って日本海の只中を漂流し、いわゆる韃靼国に漂流し、一行五八名中生命を全うした一五名が中国東北奉天府瀋陽を経て北京に至り、留まること一年の後に、朝鮮・対馬を送られて帰国したという事件があった。既に日本は鎖国時代、一行の中、国田兵右衛門と宇野与三郎は漂流前後の顛末及び見聞するところを尋問された。これの筆録が『韃靼漂流記』などと呼ばれる一書で、園田一亀氏に詳細な研究がある。⁴⁾一書中、北京滞在を語る叙述には、

大明の北京にて奉行所へ被召寄、夫より家を御渡し候。内作事の義我等共望の如く可仰被下候人足三人御渡にて、日本の人老人前一日に白米二三升宛、ぶた一人に付秤目一斤、麦粉・そば粉・茶・酒・しろき大なる鳥二羽、此の鳥は日本にて鵝と申候由に候、薪は焼次第、肴野菜味噌塩米一日宛御渡被成候。着類絹布夜着布団木綿帽子肌袴足の装束迄も被下候と、北京滞在中の待遇が甚だ良好であったという。なおここで清から帰国した漂流民達が大明の北京と言っているのは注目しておく必要がある。⁵⁾それはともかくとして、下文には

明る酉の年五月我等共談合仕候は、何程御馳走に被成候ても、日本へ帰度候間、たとへ被殺候共、日本へ参度よし訴訟可仕と存立、五月五日大明の礼日にて御座候を心掛、奉行所へ訴訟申候へば、日本へ御帰可被成よしを被仰聞候、其時分は詞も大かた聞知申候。我等共申候事も御聞しられ右の通にて致満足候。同年霜月迄待申候所に同五日に被召出、羊の皮の着物、竝下着肌袴、帽子踏皮沓皆々被下候て、同十日頃に日本へ御帰し可被成と御申候、其如く十日めに羊の肴二十疋、酒肴沢山に被下、同十一日に馬十五疋率い、侍と覚しき人迎に参候。十五人を馬に乗せ、奉行所に召連参候。

と、甲酉・順治二年五月五日、端午節句に当り、清国人役人に待遇については感謝しつつも、なんとか日本に帰国する方法はないものかと嘆願した。清側はこれを認め、しばらく待てと善処を約束した。約束が果たされたのは六ヵ月後、同年十一月五日であった。羊皮の衣類その他冬季旅行に必要なもの一揃い支給され、十日には羊の肴、酒肴沢山が与えられた。十一日よいよ出発、十五疋の馬に乗った。北京を出発する一行は、

五つ爪の龍の紋付たる大旗二本、白小旗八本、赤き小旗四本、笠鉾三本、棒十二本、諸事唐の馳走札為持人百人斗添、朝鮮の境迄送り被成候。賄は所々にて後座候。総じて珍敷がり、所々より見物に出申候人多見へ申候。朝鮮の境迄は十二月九日参着申候。夫より朝鮮の者共請取り二百人斗、扱又大明より送り人の中十人差添て、朝鮮の都へ着申候、同二十八

日に御座候。朝鮮にての御馳走いろいろ様々にて、難申述候、夜は夜着布団紬の着物帯一筋づつ、枕木綿あはせ木綿三反宛、墨三挺、筆五本、紙五貼づつ被下候。其年は朝せんにて年をとり申候。明くる戌年正月七日に都を出候而、十日路ほど参候へば、シンサツと申す処にて、大名御振廻被下候、紙五貼づつ、たばこ五斤づつ被下候。其所を出、同二十八日にたうねんき（東萊）と申処着申候。其所の地頭も大名にて、御振廻被下候、紙二貼づつ、串柿十五連、米五俵、干鰯二百枚、酒肴味噌塩被下候。夫より宗対馬守殿御侍衆、古川伊右衛門殿に掛御目候に付、其嬉しさ身も世もあられ不申候。韃

鞆大明の物語を御聞候て、対馬守殿御家老衆へ御状被差添候。とあり、大清皇帝の龍旗二本の他、十数本の大小の旗や笠・鉾・棒などを押し立て、百名の護衛がつく大名行列で帰還するのであった。北京から朝鮮境へ進み、そこで朝鮮王の役人が出迎えて二百名ばかりの護衛が加わり、北京から来た護衛中の十名共々に出発南行し、十二月二十八日朝鮮国都漢城に着いた。ここでも一行は大変優遇されて越年し、明けて正月七日に出発、同月二十八日に東萊に着いた。そこで宗対馬守の家臣古川伊右衛門という人に引き渡された。この古川氏から対馬藩家老への添え状をもらい、船に乗って対馬府中に着き、宗家の接待を受けて帰国した。これが韃鞆漂流記のあらましである。以上の事件から差当り二点に注目したい。まずその一は、一行が日本からの漂流民と判明して以後、清はこれを厚遇し、その帰国を極めて丁重に扱った点、その二に帰国ルートが清と朝鮮、朝鮮と日本という二種の二国間外交関係に拠ったものである点である。後者の点から詳述しよう。清と朝鮮の間には册封があった。大清皇帝が差し向けた漂流民送還の行列を朝鮮王は受け継ぐ義務があった。国境で朝鮮がわがつけた護衛が清のそのの二培の二百人だというのは象徴的である。朝鮮と日本とは册封関係はない。既に一五世紀初頭の室町時代以来、日本から朝鮮に渡った使者や商人の施設として倭館があり、半島南端の釜山に設けられていた。しかし、秀吉の朝鮮出兵でその伝統は中断した。徳川幕府は、「善隣友好」に努力し、その結果朝鮮通信使が慶長一二年（一六〇七）より来日し、倭館もまた絶影島（一六〇一年）、豆毛浦（一六〇七年）と再開された。ただし、倭館は移転を繰り返して、草梁に新倭館が落成したのは延宝六年（一六七八）以降のことからみて、一六四五年の時点での日本人漂流民の朝鮮国都等での厚遇は何かの理由があつてのことと思われる。それにつけても朝鮮と対馬の特別な関係が窺える。宗家の臣古川氏は偶々半島南端の東萊に来、漂流民の送還に出会って対馬藩家老へ添え状を書いたというが、対馬の人に限っては朝鮮への渡航と通航が容認されていたことがわかる。と同時に鎖国下海外へ出た日本人の帰

国は厳しく、対馬藩以外の人が朝鮮から対馬へ渡るのも規制されたことも判る。対馬にも鎖国令が及ぶ。

園田一亀氏は、漂流民とは申せ、無辜の他国人を四十余人も殺害せる以上、国際問題として清廷の責任は免れ難い。……日本側よりどのような難題を持ちかけられるやも測られぬ。満州軍はやつと入関したばかりで、中原統一の大業未完成の秋であり最も警戒を要するの時期なるに鑑み、暫時彼等の帰国を延期せしめ、心にもなき優遇を与へ、江南平定まで一年余り留置したのではないか、としながらも、之は吾等の余りに立入った想像であつて事實はその正反対であつたらうとする。すなわち、当年満州軍は興国龍興の際として旭日昇天の勢い有り、恐らく日本などは眼中になかつたに相違ない。それで之は人情味豊かな睿親王（ドルゴン）がそのやうな利己的の見地から留置せるものでなく、真実漂流人の不幸、殊に彼等の同僚四十余人の遭難事件に対して特別に同情し、其中機会を見て帰国せしむるとして、それまで相当の待遇を与へ留置せしめたものではあるまいか。ただし当時は国内統一戦の最中で彼等を送還する余裕もなく、一年を経過したという。それが順治二年十一月に至り、朝鮮国王の次子李湊を世子に封ずるために、大学士祁充格等を勅使として朝鮮に派遣することになつたので、漂流人等を同行帰国せしめたものと観察するが最も妥当の見解であろう、とする。この最後のくだりはあるいはその通りであろう。しかし、問題は残るし、新たな問題も出てくる。漂流人達は自分達の送還のために護衛が付いたと思つてゐる。なぜ別目的に便乗させられたのだと気付かなかつたか。勅使一行は、清と朝鮮との外交関係を日本人に秘密にしたかつたかもしれない。色々考えられるところである。

それにしても、『韃靼漂流記』のキウアンズ（九王子）即ち摂政王睿親王ドルゴンについての叙述中に、

キウアンズは王の叔父にて御座候。年三十四五に見へ申候。細く瘦たる人にて御座候。此人第一の臣下にて、上下共におそるる事歴々の衆も、直々物申事成不申候由に御座候。町を御通りの節見申候。町人其外も頭を地につけ罷在候。日本の者共は不便に思召候由にて、御前ちかく度々被召出、御懇に被仰候。

とあり、また、「御法度万事の作法」中にも、

但日本の人を殺候処は、遠国故御法度も聞請不申候。御穿鑿の様子、左様に相見へ、殊の外御立腹の体に相見へ申候。とあつて、先の園田氏の見解がかなり妥当することが判明する。睿親王ドルゴンが漂流民に同情したことは事実である。加えて、漂流民を取り扱った清朝官人について同書は、

一、御奉行衆、日本の者共に、まねと言葉にて御申候は、日本人は義理もかたく、武辺も強く、慈悲も有よし伝聞候。韃靼国も似候よしに被仰候。夫ゆへ日本人を御馳走被成との御申様に候。

清朝官人が日本人漂流民にまねと言葉で伝えるには、日本人は義理がたく、武辺も強く、慈悲の心もある（仏教信仰が厚い）という。清人・韃靼人もよく似ている。だから清朝官人は日本人漂流民を親近感を持つて厚遇したというのである。以上の漂流人の証言から園田一亀氏の見解の正しさが確認される。しかし、にもかかわらず園田氏に付け加えるべき重要な点がある。すなわち、『世祖章皇帝実録』巻二十一、順治二年十一月「西朔には、

諭朝鮮国王李侗曰、今中外一統、四海為家、各国人民、皆朕赤子、務令得所、以広同仁。前有日本国民人一十三名、泛舟海中、飄泊至此。已勅所司、周給衣糧。但念其父母妻子、遠隔天涯、深用憫惻。茲命隨使臣前往朝鮮、至日、爾可備船隻、転送還郷、仍移文宣示、俾該国君民、共知朕意。

日本人漂流民一行一三名が北京を出発する五日前、順治二年十一月一日に世祖順治帝は朝鮮王仁祖に上諭を下している。今清により中外統一、四海は一家となり、各国人民は清皇帝の赤子、各が所を得るよう務め、以つて天子の一視同仁を広くする。さきに日本国の民一三名、船が漂流して清に着いた。すでに役所に衣糧を給するよう指示した。ところが漂流民達が故郷に残した父母妻子を念うので、これを憐れに思う。そこで特命にて使臣を朝鮮に往かせ、船隻を備えて日本へ帰還させることを図る。それによつて、日本国の君民に朕清朝皇帝の意を知らしめるべきであるという。日本は未だ清皇帝の徳を慕つて使臣を遣わして来ない。清の冊封を受けていない。漂流民の送還に朝鮮王を一枚絡ませたのは、朝鮮を仲立ちとして日本が清の冊封を受ける手引きをさせようとするのである。

それに対して、日本はそもそも清を承認していない。これを韃靼・韃虜と呼び、先に指摘したごとく、帰還した漂流民をして「大明の北京」と呼ばせているくらいである。明と清の二つの中国、しかも明を承認している日本であった。

順治二年三、四月揚州・嘉定の江南諸都市が数か月の籠城戦の末に陥落し、住民数万が皆殺しに遭うという事件があった。南明の唐王らが救援を求めて、日本・琉球・南海諸国からローマ教皇まで使節を派遣した。日本については「日本乞師」として知られる。一時は九州薩摩の島津氏や徳川幕府までもが出兵を具体的に考えた様である。漂流民の人々について朝鮮から対馬宗氏へ、あるいは朝鮮通信使を通じて直接幕府へ、清朝からいかなる申し出がなされたか、史料が見当たらない以上何

とも考えようがない。それでも確かなことは近世を通じて日本が清の冊封を受け、正式外交関係を持つ意志のなかった点である。

清と日本との冊封関係に関連して注目されるのは、清と琉球との関係である。

二、明清交替と琉球……中国史料『清実録』について

一六世紀の半ば、日本天文一九年、中国嘉靖二九年、西暦一五五〇年の時点で日明通交関係は終焉したが、琉球の明との関係は継続していた。一六四四年、明が滅ぶと、琉球は南明唐王の乞師に応じた。これに対して清朝は順治四年六月丁丑八日の『世祖実録』卷三十二に、

初琉球・安南・呂宋三国、各遣使於明季進貢、留閩未還。大兵平閩、執送京師。命賜三国貢使李光耀等衣帽緞布、仍各給勅諭、遣赴本国、招諭国王。諭琉球国王勅曰、朕撫定中原、視天下為一家。念爾琉球、自古以來、世世臣事中国、遣使朝貢、業有往例。今故遣人勅諭爾国、若能順天循理、可将故明所給封誥印勅、遣使齎送来京。朕亦照旧封錫。諭安南・呂宋二国文同。

とあって、琉球・安南・呂宋三国の朝貢使者は明末以来、福建・福州に留っていたが、清に抑留され、北京へ送られた。清朝はこれらに衣服・帽子・緞布を賜る一方、各国国王に対し清への遣使朝貢を促すのであった。琉球国はその三国の筆頭に指摘され、古より世世中国に臣事し、遣使朝貢してきたという先例が清から言われるのであった。なお、右史料に見える「大兵平閩」とは、順治四年五月の唐王朱聿鍵の擒斬を指し、ここに南明の有力な一角が倒されたことをいう。

以上の如く清極初の清・琉球冊封関係は清側から開始されようとしたが、その後数年の間琉球は何の動きもみせない。実は琉球は南明・鄭氏政権、また日本・薩摩との関係を強固なものにしていた。もともと薩摩の琉球入り（一六〇九年）より四十年以上経過し、薩摩の武力支配が定着したともいえる。しかし、薩摩の琉球支配は進貢貿易の利益を横取りすることを狙ったとしても、琉球の清への朝貢を否定するものではない。薩摩の琉球支配と清・琉球冊封関係とは矛盾しないのである。むしろ清・順治初年に琉球が清の冊封を受けることに何の利益もないから、清・琉球冊封関係の形成が遅れたという方が正確なのかもしれない。それでも事態にはもう一つの裏があり、琉球国は薩摩支配に抵抗するために中国・清との関係を正

常化する必要があつた。数年後にその転機が来る。『世祖実録』卷六十、順治八年九月壬午八日に、

賜琉球国王勅諭曰、爾国恪承天命、奉表投誠。朕甚嘉焉。奉内有云、猷琛稍寬於来禩、以故館留周国盛等三人在京。隨於七年五月、遣梁庭漢等十九人、回諭爾国、迄今故明勅印未繳併去使亦無消息。意者海道迂遠、風濤險阻、抑有別故、未達爾国耶。来使留京日久。朕甚憫念、今賞賜表裏銀兩遣歸、沿途給与口糧、並增駕船夫役、偕通官謝必振、回報爾国、聽爾国便宜復命、用示朕懷柔至意。特諭。

順治八年（一六五一）九月八日、清は再度琉球国王に勅諭を与え、琉球が天命を承け清に上表投誠した点は嘉賞するが、前年七年五月に梁庭漢等十九名を派遣し、前王朝明が琉球王に与えた印章を回収させた。しかし、使者の消息は知れない。あるいは海道迂遠、風濤險阻かもしれない。また、先に順治四年福建から北京に召喚した明季朝貢使者も滞在が長く、甚だ憫念するところである。これには銀兩と口糧を支給して帰国させよう。かような琉球国に対する恩惠的処置は朕清皇帝の爾国を懷柔せんとする至意を示す、と諭すのであつた。この史料から、順治八年九月でも琉球の清への朝貢は実現していない。しかし、琉球・久米村に多数の清の使者が訪れていることは確認しておく必要がある。

次に、『世祖実録』卷七十六、順治十年閏六月壬午（十九日）には、

琉球国中山王世子尚質、遣使表貢方物、兼繳故明勅印。

とあり、琉球国中山王世子尚質は、兼ねて故明の勅命印章を清へ献上して来た。二年前順治八年九月八日の特諭の返答である。ここに琉球は清に対する従来の態度を変更するが、その因は琉球を取り巻く環東シナ海的情勢の変化であつた。丁度二か月前の順治十年五月壬午十七日に鄭成功・鄭鴻達・黄徵明・李徳・周際武・陳福・李春等東南沿海に覇を唱えた反清勢力が一斉に清に帰順し、清朝から衣服・鞋帽・銀兩が賞賜されるという事態であつた（『世祖実録』卷七十五）。琉球は反清はおろか、中立の姿勢も取り難かつた。

しかし、翌年十一年四月十七日には鄭成功等の投誠帰順は虚偽であつたとする報告（『世祖実録』卷八十三、順治十一年四月丙子）もあり、情勢は流動的であつた。翌日、順治十一年四月丁丑の『世祖実録』の記事には、

賜琉球国中山王世子尚質及其妃、蟒緞・綵緞・閃緞・織錦・紗羅等物。来使馬宗毅・蔡祚隆等、緞疋銀兩等物有差。

とみえ、清朝から琉球国中山王世子に蟒衣（四爪の龍を画いた服）以下各種の緞疋、同妃にそれに準ずる織物、さらに来使

馬宗毅等にも緞疋・銀両が下賜された。次に同年六月甲申二十六日（『世祖実録』卷八十四）には、宴琉球国王舅馬宗毅等於礼部。

とあり、琉球からの貢使者琉球王舅の馬宗毅に対して礼部で宴会を行なったという。更に、翌月七月戊子朔には（『世祖実録』卷八十五）、

遣兵科副理事官張学礼、行人司行人王垓、齋勅印、封琉球国中山王世子尚質、為中山王。賜之詔曰、帝王祇德底治、協于上下、靈承于天、時則薄海通道、罔不率俾、為藩屏臣。朕懋績鴻緒、奄有中夏、声教所綏、無間遐邇。雖炎方荒略、亦不忍遺。故遣使招徠、欲俾仁風暨于海濶。爾琉球国越在南徼、世子尚質、達時識勢、祇奉明綸、即令王舅馬宗毅等、獻方物、稟正朔、抒誠進表、繳上旧詔勅印。朕甚嘉之。故特遣正使兵科副理事官張学礼、副使行人司行人王垓、齋捧詔印、往封爾為琉球国中山王、仍錫以文幣等物。爾国官僚、及爾氓庶、尚其輔乃王、飭乃侯度、協摠乃蓋、守乃忠誠、慎人厥職以凝休祉、綿于奕世。故茲詔示、咸使聞知。賜尚質、蟒色緞十五、片金二、紬・紗・羅十二。妃、粧閃色緞十、片金二、紗・羅八。

いよいよ、清王朝による琉球国の冊封儀礼の開始である。簡条書にしよう。

(1) 冊封正使に兵科副理事官張学礼、同副使に行人司行人王垓を任じ、琉球国に派遣する。

(2) 冊封正使・副使は清皇帝・天子の勅書（冊書）及び冊封印を齎つて、琉球国中山王世子尚質を封じて中山王と為す。

(3) 中山王に清朝皇帝・天子の詔を賜る。

(4) 中山王に外国君主に賜る蟒色の緞疋・片金・紬・紗・羅等絹織物と銀幣、同妃に色緞・片金・紗・羅等を賜る。

清の冊封を受けた琉球国王の称号は中山王である点が重要である。耶馬台国の女王卑弥呼の称が倭王（親魏倭王）であるのと共通する。¹²⁾

しかしながら、清と琉球との冊封関係は依然として進展をみせない。東南沿海の鄭成功の動向に影響を受けたのである。すなわち、琉球が清の冊封使を迎えた翌日、順治十一年七月己丑二日には（『世祖実録』卷八十五）、清に帰順して海澄公靖海將軍に封じられた鄭成功に対して論文が出、帰順の証として辮髮（辮髮）の実行が命じられた。清朝廷の議論はその後、鄭成功に対して次第に強硬になり、ついに同年十一月甲辰十八日の議政王、貝勒、大臣の会議では八旗正規軍出動による鄭

成功討伐が決定された。これに対して鄭成功側も翌月十二月乙亥十九日、福建漳州を襲って府下各県城を陥し、泉州を囲み、勢力甚だ盛ん、興化府まで及び、福建省一帯が鄭成功の支配下に入った。年が明けて順治十二年六月壬申十九日、兵部は浙閩総督屯泰の上疏を議覆して、沿海諸省分は片帆も海に入るを厳禁するとし、許可されている（『世祖実録』卷九十二）。鄭成功に対する海上封鎖で、倭寇に対して明の海禁策の継承である。鄭成功への清の対策は効果が挙がらない。むしろ、反清勢力を拡大させた。鄭成功の勢力は強大となった。数年後、順治十六年八月己丑朔の江南総督郎廷佐の奏報は、次のように伝える（『世祖実録』卷百二十七）。鄭成功は長江下流の鎮江を陥し、六月二十六日江寧即南京を逼犯、大兵を以てしても防御できず、二カ月占拠が続き、今やと撃退したという。鄭成功の東南諸省での優勢は順治年間終わるまで続いた。この間、琉球と清との往来や冊封関係に何らの進展が見られなかったのはいうまでもない。

『世祖実録』卷百三十五、順治十七年五月己未五日の記事に、

琉球国王舅馬宗毅、初奉其国王之命、來貢。歸至福州、以海氛未靖、留閩七年、至是病卒。事聞、命具札以殮、並賜祭。とみえ、先に順治十一年四月丁丑、琉球国王の使として北京に来た王舅馬宗毅は福建省福州に留っていたが、七年経て、帰国を前に当地に病没した。清皇帝はこれを聞き及び、葬祭の札を賜り慰勞するという。事は人道上の問題ではない。琉球と外交関係上の問題である。

順治十八年（一六六一）正月丁巳七日、順治帝が崩じ、八才の康熙帝が即位した。東南沿海には鄭成功が明朝復興を意図して活躍し、やがてオランダ勢力を駆逐して台湾に勢力を作る。康熙帝の政治的安定は、その後未曾有の大反乱となった呉三桂らの三藩の乱の平定と台湾の統一の後、一六八〇年代を待つ必要があったが、琉球との冊封関係の進展は案外と早かった。その理由・原因は、結論を先取りして言えば、ひとえに清朝の江南政策の成功にあった。この点に関連して、康熙帝即位より、清・琉球冊封関係の確立に至る時期の対外関係と東南沿海の治安問題に関する康熙帝の実録史料を挙げよう。（巻数略）

(1) 順治十八年正月壬申二十二日 ○兵部議覆、江南総督郎廷佐疏言、隨征右路総兵官劉芳名標下官兵、奉有發回本鎮之旨。但寧夏健卒、方到江寧、一旦撤回、慮省会单虚、且往返滋擾、應准暫住江寧、以資防禦。從之。

(2) 同年同月己卯二十九日 ○吏部議覆、江南総督郎廷佐保奏、崇明県革職知県陳慎留任。得旨、崇明県知県陳慎、当賊圍攻

崇明、堅心守禦、全城功大。因拖欠錢糧革去之官、著復還。再於此上加一級、以知州用。新選知臬龔榜、仍著留崇明臬任。

(3) 同年同月同日 ◎山西道御史余縉疏言、舟山宜守、小門宜防。請於小門、安置礮位、嚴添防戍、以保全東南疆土。下部速議行。

(4) 同年二月己丑九日 ◎免江南崇明臬順治十六年十七年旧欠錢糧、以被賊圍城時、城內人民協力保守故也。

(5) 同年三月庚申十一日 ◎廣東廣西總督李棲鳳疏報、雷臬西海賊黃占三等、率眾投誠。下部知之。

(6) 同年同月辛酉十二日 ◎以故江南崇明臬知臬升授知州陳慎、有守城功、追贈布政使右參議蔭一子、入監讀書。

(7) 同年夏四月甲申五日 ◎禮部題、安南國王黎維祺、傾心向化、有協力討賊之勞。應照例賞銀一百兩、錦四端、紵絲十二表裏。令兵部撰給勅書。得旨、交趾傾心向化、復協助剿賊、深可嘉尚。爾部以故明卑視外國之禮議覆、殊不合禮、著另議。

尋議應賜銀五百兩、大蟒緞二疋、粧緞二疋、錦二疋、綵緞表裏各十二。仍令兵部撰給勅書、付差官齎歸。從之。

(8) 同年同月壬辰十三日 ◎吏科給事中嚴沆疏言、海氛不靖、非戰艦不能撲滅。上年臣鄉修造海船時、地近省會者、尚不敢盡派民間。至僻遠小邑、督撫見聞稍有不及、皆均攤畝、加派催徵。近日正供糧餉、逋欠猶多而復加攤額外、勢必至失業拋家。若重念民艱、別圖補救、莫如量行捐款、暫紓急需、既助缺額之費、亦杜擾派之端。得旨、著將加派地方、指示明白回奏。

(9) 同年同月戊戌十九日 ◎吏科給事中嚴沆遵旨回奏。伏見浙江造船、分派各州臬、皆取弁於地方里甲。如遂安知臬錢周鼎、計派一千七百餘兩、烏程臬知臬程雲步、計派一万二千餘兩、諸暨知臬張士琳、計派七千餘兩。伏乞勅下該撫、將各臬攤派情弊、嚴行查訊。臣前疏未及指參、實屬愚昧。得旨、這奏內私派等項情弊、著嚴議奏、嚴沆身為言官、既知此等情弊即應指參、何待奉旨回奏、方行指出、殊不合理、著嚴飭行。

(10) 同年同月庚子二十一日 ◎朝鮮國王李柁、遣陪臣洪柱元等、參上世祖章皇帝香。

(11) 同年同月壬寅二十三日 ◎兵部議覆、廣西巡撫于時躍疏言、安南都統使莫敬耀、向化投誠、請給印勅、應如所請。得旨、授都統使、給與印勅、係故明之制。本朝不宜沿習。安南遠方一國、莫敬耀傾心向化、自當另授官職、以示鼓勵。應照何國歸附例、授何官銜、給何印信。爾部会同禮部、確議具奏。

(12) 同年同月癸卯二十四日 ○勅諭安南國王黎維祺曰、朕惟修德來遠、盛代之弘謀、納款歸仁。人臣之正誼、既輸誠而向化。

用錫命以宣恩、褒忠勸良、典甚重也。爾安南國王黎維祺、僻處炎荒、保有厥衆。乃能被服聲教、特先遣使來歸、循覽表文、忱恂具見。古稱識時俊傑、王庶幾有之。朕心深為嘉尚、用賜勅獎諭、仍賚爾差官銀仁根、銀幣衣服等物、遣安南館通事序班一員、伴送至廣西境上、并勅廣西巡撫、沿途揆發兵馬、導之出疆、昭朕嘉與懷柔至意。爾受茲寵命、其益勵忠勤、永作藩屏。恪修職責、丕承無斁。欽哉。特諭。

(13) 同年同月同日 ○江寧巡撫朱國治、議覆巡按蘇松六府御史馬騰升疏言、海防官駐劄事宜、請將蘇州海防同知、移駐常熟、松江海防同知、移駐上海。各令其督修沿海橋梁、馬路整堡、協催兵餉、嚴行保甲之法、稽查出洋船隻、有警與各營汛將弁、相機商酌。庶責任專而事無貽悞、下部知之。

(14) 同年五月辛酉十三日 ○朝鮮國王李柁、遣陪臣袁都朔、洪專、表賀登極。賞賚如例。

(15) 同年同月乙丑十七日 ○廣東巡撫董應魁疏報、逆渠鄧耀、竊踞廉州之龍門、歷有年、所撫之愈驕、頻寇雷陽。臣與平南靖南二王、督臣、商調水陸官兵、直搗龍門、蕩其巢穴、救彼難民。鄧耀削髮、竄匿粵西、被獲、應請正法。下部知之。

(16) 同年同月癸酉二十五日夏至 ○朝鮮國進貢使臣、盜買疏黃。其民越江創參、盜買銅馬。國王李柁上疏引咎云、臣守藩無狀。民各為心、致令進京從人。刃上頑氓、節次冒犯禁制。臣誠惶悚、無以自容。恭候大朝處分、乃蒙皇上特施寬典。非但不加譴責、亦不許遣官查問。止令該部移咨、詳審擬罪、字小之恩、柔遠之德、視古無前、與天同大。臣與一國臣民、不勝感戴。謹將各犯、責供擬罪奏聞。得旨、該部核擬、其本內有不合處、免其察議。

(17) 同年同月乙亥二十七日 ○兵部等衙門議覆、安南國都統使莫敬耀、帶領高平等處地方效順、應增本秋、封為婦化將軍、以示鼓勵、印信勅書、俟進貢到京之日給發。從之。

(18) 同年六月癸卯二十六日 ○福建巡撫徐永楨疏報、提督馬得功、剿平逆賊李月高、許子敬、其餘党下海者、皆掩殺無余。下部察叙。

(19) 同年七月庚午二十三日 ○巡按江寧御史何可化疏報、獄囚董文等九名、被海賊縱放。賊遁、自行投監。命概釈之。

(20) 同年閏七月癸未六日 ○安南將軍內大臣達素疏報、擲海澄公黃梧、招撫鄭芝龍屬下偽都督方儀、方錄等、擒偽中臣伯張進、偽總兵朱愛、拆燬所拋銅山城垣房屋、率偽官一百八員、兵四千四百名、兵民家口万余、渡海來歸。得旨、方儀、方

錄等、識時向化、傾心投誠、殊可嘉尚、着從優議叙。海澄公黃梧、衷心効績、招徠有方、著并議叙。

(21) 同年同月辛卯十四日 ○諭吏部·兵部、海寇入犯江南時、提督梁化鳳、奮勇効力、同滿兵擊敗賊衆、及賊奔竄往犯崇明、梁化鳳星往應援、保全孤城。功亦不小。叙功時、授世職阿達哈哈番、止足償其江寧捷功、應再叙崇明捷功、加授世職、以示鼓勵。至於崇明守城文武各官、堅心竭力、拒賊全城、深為可嘉。亦應各加世職、以示鼓勵、俱著察明從優議叙。彼時江南地方數百里內、從賊者多。惟安慶固守城池、不肯從逆、亦屬可嘉。守城各官、亦著察叙具奏。

(22) 同年同月庚子二十三日 ○先是、安南黎維祺於順治十七年七月、奉表歸順。部臣以其但稱表貢、未請繳換勅印、行令廣西督撫稽查。至是、黎維祺回稱、前代旧制、原不繳換勅印、惟待奉准貢例、依限上進、巡撫于時躍具題、并請另頒勅印、永為藩臣世守。下部議行。

(23) 同年同月丙午二十九日 ○喀爾喀土謝圖汗、遣使進貢。賞賚如例。

(24) 同年八月戊申二日 諭吏部·理藩院職司·外藩王·貝勒·公主等事務、及禮儀刑名各項、責任重大、非明朝可比。凡官制體統、應與六部相同。理藩院尚書、照六部尚書入議政之列。該衙門向無郎中、今著照六部、設郎中官。爾部議奏、尋議覆、理藩院見設錄勳·賓客·柔遠·理刑四司、今應增設各司郎中共十一員、員外郎共二十一員。得旨、依議。理藩院尚書銜名、著列於工部之後。

(25) 同年同月甲寅八日 ○達賴喇嘛及干都台吉請於北勝州互市、以馬易茶。允之。

(26) 同年同月己未十三日 ○諭戶部、前因江南·浙江·福建·廣東·瀕海地方、逼近賊巢、海逆不時侵犯、以致生民不獲寧宇。故令遷移內地、實為保全民生。今若不速給田地居屋、小民何以資生。着該督撫詳察酌給、務須親身料理、安插得所、使小民尺沾實惠、不得但委屬員、早率了事。爾部即遵諭速行。

(27) 同年同月戊辰二十二日 ○浙江總督趙國祚、以病乞休。慰留之。

(28) 同年同月庚午二十四日 ○蘇松提督梁化鳳、以病乞休。慰留之。

(29) 同年九月丙戌十日 ○諭刑部、近覽爾部奏、徐勝等被虜下海、旋經投婦、仍按律擬罪。但念此輩、先雖從賊乃能不忘故土、乘間來歸、著免罪。以後凡有等投誠者、俱著免罪。

(30) 同年同月乙未十九日 ○喀爾喀車臣濟農、遣使進九白年貢。宴賚如例。

(31) 同年十月己酉三日 ○喀爾喀車臣汗・土謝圖汗、各遣使進九白年貢。宴賚如例。

(32) 同年同月同日 ○海賊鄭芝龍并其子鄭世恩・鄭世蔭等、照謀叛律、族誅。鄭芝豹、當鄭成功變叛時、即投誠來歸。并其子俱免死。

(33) 同年同月丙辰十日 ○安南国婦化將軍莫敬耀子莫元清、遣使進貢、并奏偏方偏小、嗣後請免貢獻。從之。宴賚如例。

(34) 同年同月庚申十四日 ○以浙江定海、舟山地方人民內徙。免其順治九年至十二年未完額賦。

(35) 同年十一月己卯四日 ○授婦化將軍莫敬耀之子莫元清、為安南国都統使。

(36) 同年十二月戊申三日 ○江南總督郎廷佐疏言、崇明知臬龔榜、因未完塩課降調。百姓懇乞題留。得旨、崇明、海外危疆、地方荒殘。知臬龔榜、加意料理、撫綏殘黎、致百姓哭泣請留、著留任。用勸勤勞之吏。

(37) 同年同月庚戌五日 ○戶部議覆、江南總督郎廷佐疏言、崇明臬、地丁錢糧、雖已蠲免其塩課、仍應完解。得旨、崇明、孤懸海外、逆賊來犯、皆賴兵民同心協力、固守全城。所欠塩課、著與豁免。

(38) 康熙元年春正月乙亥朔 ○朝鮮國王李柵、遣陪臣柳慶昌等、進世祖章皇帝上尊諡表文、曰、世德作求、既孚下土之式。尊親為大、聿奉上諡之儀、慶同遐邇、欽均內外、欽惟皇帝陛下聖自天縱、孝冠人倫、誕受多方、命維新於邦國、肇稱殷禮、

事有光於宗枋。益衍錫類之休、用覃普被之渥。伏念臣叨守先緒、偏荷皇靈、迹滯箕封。莫預虎拜之列、心懸魏闕、第切

驚怖之誠。又表賀冬至・元旦・万寿節、及進歲貢礼物。宴賚如例。

(39) 同年九月丙戌十六日 ○喀爾喀車臣汗、遣使進九白年貢。宴賚如例。

(40) 同年同月辛卯二十一日 ○朝鮮國王李柵、遣陪臣鄭太和等、表賀平偽永曆、并貢方物。宴賚如例。

(41) 同年冬十月甲辰四日 ○礼部奏請賞琉球國使臣。得旨、琉球使臣、前來年久、殊為可憫。其賞賚著比前加一倍、以彼國貴重之物給与。

右の内、(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(8)・(9)・(13)・(15)・(18)・(19)・(21)・(26)・(27)・(28)・(29)・(32)・(34)・(36)・(37)は東南沿海等の治安対策的国防問題であるが、特に(1)・(2)・(3)・(4)・(6)・(8)・(9)・(13)・(18)・(19)・(21)・(26)・(27)・(28)・(29)・(32)・(34)・(36)・(37)はいずれも鄭芝龍・鄭成功父子に関係したものである。史料番号(28)まで江蘇・浙江の最高地方官たる総督が辞職を申し出るほど事態は深刻であったが、この時期即ち順治十八年八月末を境として清側が有利になる。同年九月に入ると鄭成功側から清へ投降

したり、逮捕虜になつたりした報告がでる(29以下)。特に32の鄭芝龍とその子供たちの族誅や清への投降は決定的である。鄭成功は大陸本土沿海部から台湾へ転進せざるを得なかつた。清・琉球関係進展の転機がきた。

さて、以上の史料番号以外は外国についてであるが、(7)・(11)・(12)・(17)・(20)・(22)・(33)・(35)は安南ベトナム、(10)・(14)・(16)・(38)・(40)が李氏朝鮮、(23)・(30)・(31)・(39)はモンゴルであり、(25)はチベット、(41)が琉球である。(24)は清朝が外藩国全体を管理する機関である理藩院の官僚機構についてである。理藩院もまた康熙帝即位と共に整備されたことがわかるが、それはここに挙げた朝鮮・モンゴル・安南・琉球等の清朝との関係の確立過程の中で作られたものであることを知るべきである。ただし、諸国には差異があり、朝鮮とモンゴルは清の完全な朝貢国・冊封国であり、安南・琉球はこの時点ではかなり距離をおいていた。

史料41の琉球との関係を考えよう。康熙元年(一六六二)十月四日、礼部が奏してきた琉球の使臣に対する賞与について、康熙帝は従前の一倍の「彼国には貴重之物」を給与せよと指示する。康熙帝は琉球に清への朝貢を促したのである。これに琉球側が如何に応えたか、『清実録』に康熙元年、二年に琉球の遣使朝貢の記事は見られないので何とも判断できない。

三、清・琉球冊封関係の形成：「琉球王国評定所文書」について

近世琉球王国の対外関係の根本史料に旧琉球藩評定所書類と呼ばれる「琉球王国評定所文書」がある。近年沖縄県浦添市関係者の尽力により活字洋装本に編纂されて利用が便利になった。¹⁵現存する最古の同文書である「唐江慶賀之一巻」には、その冒頭部に、

康熙二年

寛文三年癸卯

登状

一、康熙皇帝御即位御祝儀之為使者、王舅恵祖、大夫大嶺、来春可差遣覚悟御座候。
此外之人数は別紙二有之候。

満恒
良正

参人 御中

康熙二年、日本の寛文三年（一六六四）、琉球から清へ康熙皇帝御即位御祝儀の使者は、王舅恵祖、大夫大嶺、来春康熙三年に派遣と決まった。清側史料『聖祖仁皇帝実録』巻十二、康熙三年秋七月己亥十日には、

琉球国中山王尚質、遣使臣呉国用、順治十一年勅封恩、附貢方物、賞賚如例。

とあり、先に順治十一年七月、兵科副理事官張学礼、行人司行人王瑛が正・副の册封使となつて琉球に派遣され、琉球国王尚質を中山王に封じたことの答礼、謝恩として呉国用が清へ遣使朝貢して来たという。清側の呼称王舅呉国用は、琉球側では北谷親方重之・朝暢と称された。¹⁶ なお、先の琉球側史料「唐江慶賀之一卷」に見える王舅恵祖とは恵祖親方重孝、清側姓名で英常春、大夫大嶺は大嶺親雲上、清側呼称正議大夫林有才である。ここで、清・琉球の両者に微妙な違いを見せるのは、清側では册封謝恩使の呉国用・北谷親方を重視しているのに対し、琉球側史料では康熙帝即位慶賀使英常春・恵祖親方をより重視している点であろう。この差異が何に依るかといえれば、康熙二、三年時期の清・琉球册封関係の微妙さ、不安定さを物語るに他ならない。¹⁷ ただし、この間の諸事情を明らかにするには『歴代宝案』以下の琉球・沖縄史料の全面的検討が必要である。

小 結

宋以後、特に明清期の東アジアの国際関係は、やはり中国を中心とした册封関係の形を取っていた。しかし、漢唐間のそれが中国皇帝と諸国君長との君臣関係を基軸に動いていたのに対し、明清期のそれは通商・貿易関係の側面が色濃かった点は否めない。さらに同じ東アジアの国でも朝鮮、モンゴル、安南のごとき中国と陸続きの国と日本・琉球さらに呂宋などの海上国とは大分と様子が違っていた。日本と琉球でも違いがある。日本は清の册封体制に参加せず、琉球は関係を結んだ。中でも、清朝成立以来二十数年極めて複雑な関係を取った琉球王国の動向はまだ究明すべき点が多々残っている。

註

- (1) 田中健夫『中世対外交渉史』東京大学出版会、一九七五年、ほか参照。
- (2) 日明関係史の最近の成果に佐久間重男『日明関係史の研究』吉川弘文館、一九九二年がある。
- (3) 以上の「はじめに」については、川勝守『華夷変遷』下の東アジアと日本』中央公論社・丸山雍成編『日本の近世』6、情報と交通、一九九二年参照。
- (4) 園田一亀『韃靼漂流記の研究』奉天図書館、一九三二年参照。
- (5) 川勝守『韃靼国順治大王から大清康熙大帝へ』藤野保先生還暦記念論文集『近世日本の政治と外交』雄山閣、一九九三年参照。
- (6) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社参照。
- (7) 園田一亀前掲書、四一頁下段、四二頁上段。
- (8) 『韃靼漂流記』には一行十五名とあり、実録の記事十三名とは二名の違いがある。これについては園田氏に考証がある。ただし、そもそも、漂流者が初め五十八名で、漂着時に満州人・清国人に四十数名が殺されたことに実録は触れていない。
- (9) 川勝守・前掲『韃靼国順治大王から大清康熙大帝へ』参照。
- (10) 石原道博『明末清初日本乞師の研究』富山房、一九四五年参照。
- (11) 明清時代の冊封関係や朝貢関係と明清両帝国の服飾制度が如何に関連するかは今後の課題である。
- (12) 栗原朋信『秦漢史の研究』吉川弘文館、参照。又、最近の西嶋定生教授の倭国に関する一連の研究（『邪馬台国と倭国—古代アジアと日本』吉川弘文館、一九九三年）参照。
- (13) 川勝守『中国封建国家の支配構造』東京大学出版会、一九八〇年参照。
- (14) 前註(13)に同じ。
- (15) 一九八八年三月以来、沖縄県浦添市教育委員会・琉球王国評定所文書編集委員会による出版。
- (16) 以下、清側・琉球側両史料間の人物比定は『琉球王国評定所文書』第一巻・池宮正治氏による。
- (17) 加えて、北谷恵祖事件とよぶ複雑な事件が起こった。東恩納寛惇「北谷親方一件」『東恩納寛惇全集』第四巻、参照。